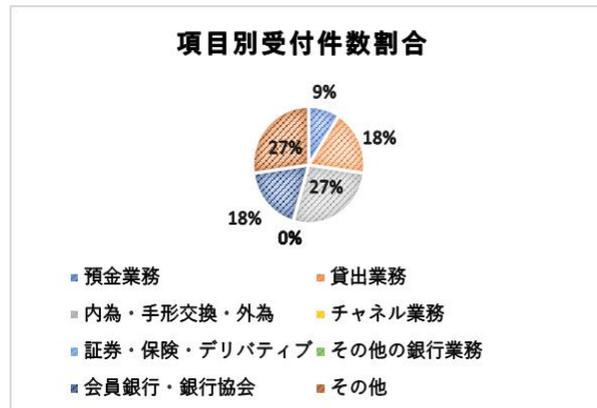
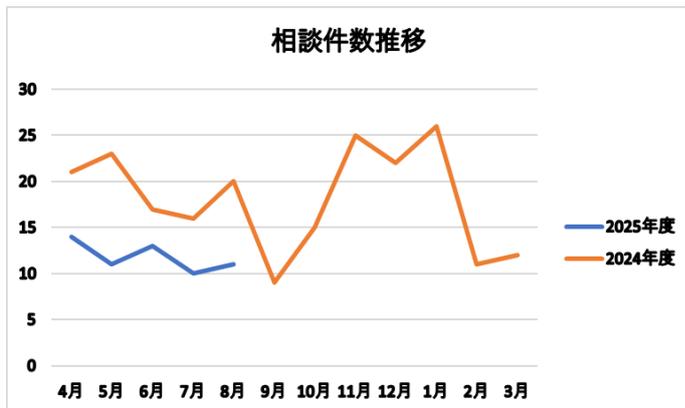


# 銀行とりひき相談所相談受付状況（2025年8月）

名古屋銀行協会  
銀行とりひき相談所

## 1. 受付件数の状況



□相談件数は、11件と引き続き低調。（前月比+1件、前年同月比▲9件）

□項目別受付件数の割合では、「内為・手形交換・外為」と「その他」が3件で最も多かった。（詳細は別紙「銀行とりひき相談件数集計表」をご覧ください）

## 2. 相談の主な内容

### □貸出業務

- ・共有持ち分の不動産の相続をうけ、自分の持ち分について元本確定をしたいが銀行は応じてくれない。銀行の対応が適正か教えてほしい。
- ・住宅ローンなど複数の借入を一本化したい。

### □手形交換

- ・貸金庫に保管している自己宛小切手が振出日から6、7年たってしまった。資金化できるか。

### □内国為替業務

- ・インターネット販売で購入代金を振り込んだところその口座は凍結されていた。資金を戻すために組み戻し手数料がかかると言われたが、銀行の対応が適正か教えてほしい。

### □その他

- ・仮想通貨の投資詐欺の被害に遭った。投資のために銀行から借入したが、銀行とはどのように交渉したらよいか。
- ・振り込め詐欺の被害に遭った。弁護士に相談したところ銀行協会を紹介された。

## 3. トピックス

□全国銀行協会が貸金庫規定のひな型を改正しました。

金融庁による貸金庫業務に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正を踏まえ、全国銀行協会は貸金庫規定のひな型を改正しました。これにより、現金は貸金庫に保管できないことが明確化されました。これを受けて、今後各銀行は自行の貸金庫規定を改正していくものと思われます。詳しくはお取引銀行にご照会ください。

全国銀行協会ホームページ⇒<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n061901/>

**銀行に関するさまざまなご相談や苦情は銀行とりひき相談所へご連絡ください。**

**銀行とりひき相談所**

**052-559-6150**

本資料の内容について、商用目的での転載・複製を行う場合はあらかじめ名古屋銀行協会までご相談ください。転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

本資料に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、名古屋銀行協会は、利用者が本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。